

AFTC INFORMATION

カーズショップ松山(公取協非会員) に対し、消費者庁が措置命令 — 「修復歴」及び「走行距離数」に関する不当表示 —

消費者庁は、2021年12月14日付で、カーズショップ松山(公取協非会員)こと高畑正志に対し、同行が行った中古車の「修復歴」及び「走行距離数」に関する表示に、景品表示法に違反する行為(同法第5条第1号(優良誤認))が認められたため、景品表示法第7条第1項の規定に基づき、措置命令を行いました。

<違反事実の概要(12月14日付)>

事業者名	所在地	対象車両台数	
		修復歴	走行距離数
カーズショップ松山 こと高畑正志 (公取協非会員)	愛媛県 松山市	15台	(左記15台のうち) 3台

●修復歴に関する不当表示

中古車情報ウェブサイト「Mj ネット」及び「カーセンサー」に広告掲載した中古自動車15台について、修復歴がある車両であるにもかかわらず、「修復歴なし」と表示した。

●走行距離数に関する不当表示

同中古車情報ウェブサイト広告掲載した中古自動車3台について、実際の走行距離数より、最大で約1.8万km少なく表示するなど、過少に表示していた。

○詳細については、以下の消費者庁ホームページをご覧ください。

【12月14日付 措置命令】

https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_211224.pdf

会員各社におかれましては、このような表示を行わないよう、表示管理体制等を整備するとともに、規約に基づく適正な表示を行っていただきますようお願いいたします。

この件に関するお問い合わせは…

一般社団法人自動車公正取引協議会 四輪車業務部まで
TEL 03-5511-2111 FAX 03-5511-2112